

て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

## 資料 2

### 県立施設の指定管理者制度導入ガイドライン

平成16年10月22日策定  
(行政経営改革室ホームページより)

#### I 基本的な考え方

##### 1 制度の趣旨

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの。

##### 2 制度導入に向けての考え方

- ①厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し行政サービスの向上を図るため、制度の積極的な活用を図る。
- ②制度導入に向けた検討に先立ち、まず、公の施設の管理運営状況について点検し、社会経済情勢の変化、県民ニーズの変化や施設の利用状況を踏まえ、施設の必要性等そのあり方についての見直しを行う。
- ③見直しの結果、引き続き県が設置する必要があるものと判断した施設のうち、現在管理委託している施設については指定管理者制度を導入する。直営施設についても、制度導入により効率的・効果的な運営が可能となる場合は、指定管理者制度を導入する。
- ④制度導入の手続きにおいては、手続きの透明性・公平性を確保するとともに、県民との協働の視点に立ち、NPOや民間事業者の参画が図られるよう配慮する。

## II 個別事項

### 1 条例の改正

#### (1) 共通事項

指定管理者制度を導入する場合は、次の事項について共通事項として個別の設置および管理に関する条例（以下「設管条例」という。）に規定する。規定する内容に関しては、総務部で準則を作成する。

設管条例改正にかかる議会への提案方式としては、個別条例ごとに改正する方式を前提として作業を進めること。

#### ①指定管理者に当該施設の管理を行わせる根拠規定

改正法第244条の2第3項の規定により指定管理者に管理を行わせる根拠規定を整備する。

#### ②業務の範囲

指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲をそれぞれの施設の設置目的や態様に応じて設定すること。なお、使用許可に関する事項を含める場合はその旨を規定すること。

#### ③指定の手続

##### ア) 申請の方法

指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書および事業計画書その他必要な添付資料を知事あてに提出する旨を規定する。

##### イ) 選定基準

上記アの申請に基づく選定の基準を規定する。

基準は下記の例を基本に、施設の設置の目的を達成するために必要な事項を定めること。

- ・事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ・事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ・事業計画書の内容が、施設の管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。
- ・事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。

#### ④管理の基準

県民が利用する際の基本的な条件（休館日、開館時間、使用許可の基準、使用制限の要件など）のほか、当該施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項について規定する。

#### ⑤利用料金制度の採用

利用料金制度を採用する場合は、その旨および当該利用料金の定め方等について規定する。

#### (2) 個人情報保護について

指定管理者が個人情報保護に関し必要な措置を講ずべきことや、従事者の秘密保

持義務について規定するため、条例の整備について検討する。なお、指定管理者と締結する協定の中でも、個人情報保護に関しとるべき措置について定めることとする。

### (3) 各部局において検討すべき事項

①上記(1)のうち選定基準、業務の範囲、管理の基準（、利用料金制）の具体的内容については、施設ごとに定める必要があるため、各部局において検討すること。

②上記の共通事項のほか施設の設置目的や態様に応じ、特に条例に規定する必要がある事項についても、各部局において検討すること。

### (4) 規則で定める事項について

個別の設管条例で委任した事項の細目については、規則で定める。共通事項は次のとおりとし、その内容に関しては、総務部で準則を作成する。

#### ・申請方法

申請書の様式、事業計画書の添付書類について定める。

#### ・事業報告

法第244条の2第7項に基づく事業報告書の提出期日、記載事項等について定める。

## 2 指定の手続き

### (1) 募集

①能力ある事業者の幅広い参入の機会を確保するため、指定管理者の募集は原則として公募とする。

ただし、下記に該当する場合は公募を行わず、特定の団体に申請を行わせることができる。

・近い将来、廃止や移管が見込まれる場合

・施設管理上緊急に指定を行う必要がある場合

・特定の団体以外では施設の設置目的の達成や適正な運営の確保ができないことが明らかな場合

②指定管理者の候補者の公募は下記の要領で行う。

・公募にあたっては、告示、県のホームページや広報誌への掲載等幅広い広報手段を活用する。

・募集期間は1か月程度を原則とする。ただし、大規模施設など相当の準備期間が必要な場合等は、適切な期間を設定する。

なお、募集前の段階から十分な情報提供を行うよう努めること。

・募集要領を作成し情報提供を行うとともに、必要に応じ説明会を開催すること。

募集要領に記載する主な提供情報を例示すると次のとおり

施設名称・所在地・規模・施設内容、開館時間、休館日、指定管理者が行う管理の基準や業務の範囲、法令等の規定、指定期間、委託費の取り扱い、利用料金制の有無、応募資格、応募方法、応募窓口、募集期間、事業計画書の様式、説明会の有無、選考方法、選定基準 等

③施設の効果的・効率的な管理のために必要な場合は、類似の施設や近隣する施設など複数の施設について包括的に指定管理者に管理させることとし、一括して募集を

行うことも可能である。ただし、制度の趣旨に鑑み、新たな事業者の参入の機会を不当に阻害することのないよう留意すること。

## (2) 選定

- ・指定管理者は、応募のあった者の中から、条例で定める選定基準等に照らして最も適切な管理を行うことができると認められる者を総合的・客観的に判断して選定する。
- ・選定に当たっては、有識者など複数の外部委員を交えた選定委員会を要綱に基づき設置する。選定委員会は、課ごとに設置することを原則とするが、所管する施設の数や種別に応じ、部局（または施設）ごとに設置しても差し支えないものとする。
- ・選定委員会では、具体的な審査の基準を定め、管理運営コスト、サービス提供のノウハウや物的・人的能力の状況などを事業計画書等をもとに総合的・客観的に検討・判断し、指定管理者の候補者を選定する。
- ・指定管理者を公募しない場合や、応募した者が1者であった場合も、選定委員会において、適切な管理を行うことができるかどうか審査すること。
- ・選定理由や審査の経過については、県のホームページなどを利用して公表するものとする。

## (3) 指定期間

指定期間については原則として3～5年とする。

具体的には各所管課において個々の施設の目的や実情を勘案し適切な期間を設定することとするが、設定に当たっては、競争原理の導入、制度導入後の検証の必要性等と、サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果等を考慮し判断すること。

なお、合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から好ましくないものであることに留意すること。

## 3 指定の議決

指定管理者の指定は、次の事項について議会の議決を経て行う。

- ・指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の所在地および名称
- ・指定管理者となる団体の所在地ならびに名称および代表者の氏名
- ・指定の期間

## 4 協定の締結

指定管理者を指定した場合、当該指定管理者となる者の間で、管理業務の実施にあたり必要な事項について協定を締結する。協定の主な内容としては、下記の事項が想定されるが、具体的内容については、それぞれの施設の状況に応じて各部局で検討すること。

## (1) 主な事項

指定期間、事業計画、事業報告および業務報告、業務または経理の状況に関する指示、指定の取消・業務の停止の手続き、県が支払うべき管理費用、利用料金の取り扱い、使用料減免の取り扱い、第三者への業務委託の範囲、リスク管理・責任分担、期間終了後の物品等の帰属の扱い、施設の利用者等にかかる個人情報の保護に関し指定管理者が行う必要な措置、施設や設備の原状回復の義務、損害賠償義務 等